

埼玉接骨師会 二情報

平成25年6月28日

公益社団法人
埼玉県接骨師会
(総務部)

info@saisetsu.or.jp

公益社団法人を取得し、早、1年が経過いたしました。5月19日に開催されました定時総会において、今年度の重要課題とし、社会保障制度の在り方が大きく論じられている現在、柔道整復師のおかれている立場が懸念される状況下です。取り組むべき課題として、会員の安定した経営、並びに組織力の活性化であると会長から挨拶があり、また、役員を選任につきましては公益法人の制度に則り運営し役員が選任されました(5月号掲載)。また、相談役、参与、支部役員、各部・委員を6月14日に委嘱いたしました。(詳細は広報誌にて掲載予定)

各部・委員会構成

	総務	経理	保険	事業	学術	広報
担当副会長	渡辺 寛	渡辺 寛	大河原 晃	渡辺 寛	大河原 晃	大河原 晃
部長	渡辺 一民	根岸 勇	町田 尚司	高橋 知則	高野 光雄	吉田 幸作
担当理事	小林 慶三	町田 尚司	高橋 知則	根岸 勇	吉田 幸作	高野 光雄
〃	萩野 義之			宮倉 正	本間 琢英	
部員	山本 光彦		牟田 斉	堀内 圭司	小林 健二	竹津 正純
〃	依田 俊一		長谷川弘幸	増田 泉	楠美 明人	
〃	塚本 真樹			川目 篤	清水 芳之	

介護保険検討委員会

担当副会長	渡辺 寛	
委員長	山本 光彦	
委員	石川 昌司	
委員	清宮 祥男	
委員	吉田 茂雄	川口通所型担当



《保険部》

療養費一部改定について

療養費の改定は昨年実施される予定であったが、医療費の増加の指摘等、また、中・長期的視点に立った療養費の在り方を視野にいれ適正化に向けた取り組みとして公開の場で議論する『療養費検討委員会』が設置され、改定料金について請求者と支払者という議論が展開されました。

遅れる事1年近くの4月24日付けにて厚労省局長から一部改正での通知が発せられました。

内容等は既に通知しておりますが、今月同封いたします疑義解釈資料等、内容が複雑となっております。請求にあたっては間違いのないようお願いいたします。(Q&Aの1を参照)

《総務部》

療養費取扱の不正請求等について、かねてより保険請求の適正、業務範囲の遵守等につきましては、機会あるたびをお願いしているところではありますが、元会員が交通事故をよそおい、暴力団組員等と賠償詐欺で逮捕されました。このことは道義を逸脱した行為であり、我々柔整師界に対する社会的信頼を失墜させたものです。また、傷害保険等を患者と結託し、水増、架空等を繰り返し請求。現在調査中の会員もおります。これらの事例は、1回、2回と重ねていく内にそのことが当たり前になり繰り返し不正を働いたと回答をしております。

Q&A

Q1: 3か月を超えて頻度の高い施術を行う場合の施術回数は、初検から数えるということですか?

A1: その通りです。基本的には施術が頻回かどうかは、歴月の間での施術回数で判断されると思います。

『3ヶ月』を超える判断は従来の運用と同じです。

例 3月10日 (初検日) の場合

6月1日	10日 (3ヶ月超)	30日
後療料(7日)	後療料(9日)	16日間

このような例の場合、基本的には施術の頻回がどうかは、歴月の間での施術回数で判断されると思われま。『3ヶ月を超えて』という場合は初検日から3ヶ月をとる考え方をとっている。6月10日から3ヶ月を超えた段階から6月末まで10回~15回という頻回施術を行う場合は、理由を書くこととなります。しかし、6月1日から10日まで10回を超えない場合は、理由は書かなくてもよいこととなっておりますが、保険者からの患者照会の対象になってくることと思われま。したがって積極的にその理由を記載した方が早くの(支給)還元につながるのではと思われま。

Q2: 領収証の交付について、患者から請求がない場合発行してません。しかし一部負担金を受け取るごとに発行するのが原則でありますか?

A2: 患者から請求がない場合でも必ず発行して下さい。なお、1ヶ月単位で発行しても施術日が明記してあればかまいません。また、『正当な理由』患者本人が不要を申し出た場合はその限りではありません。ただし、最近保険者からの返戻内容に、患者から領収証の確認が取れないと言うことで返戻(申請書全件数)になっておりますので取扱いに留意して下さい。

上部団体報告

6月23日に開催された公益社団法人日本柔道整復師会『通常総会』において役員を選任が審議され、本会阿部会長が監事に選任されました。その他の役員は以下の通りです。

会長	工藤鉄男 (東京都)	理事	吉田充孝 (神奈川県)	理事	原 正和 (和歌山県)
副会長	木山時雨 (石川県)	〃	三橋裕之 (東京都)	〃	萩原 隆 (兵庫県)
〃	萩原正和 (北海道)	〃	伊藤宣人 (三重県)	〃	富永敬二 (佐賀県)
理事	豊嶋良一 (宮城県)	〃	松岡 保 (福岡県)		
〃	阿部松雄 (新潟県)	〃	高崎光雄 (富山県)	監事	内山富之 (長野県)
〃	市川善章 (茨城県)	〃	大西辰博 (京都府)	〃	阿部 一 (埼玉県)
〃	佐藤金一 (青森県)	〃	永田官久 (静岡県)		
〃	山崎健司 (広島県)	〃	伊藤述史 (東京都)		